

## 関西広域連合の役割 に関する論点整理

平成27年 7月27日  
関西広域連合 本部事務局

## 関西広域連合の役割に関連したご意見

2

### 第1回 研究会 (2014.8.14)

- **実証された知恵や手法のサンプルについて、広域連合が号令一下それらを実施するというよりも、効果があると思うものを各自治体でピックアップして、それらを活かしていくというのが本来あるべき姿**と思う。色々なメニューやレシピから、それぞれの府県や自治体にピックアップしてもらうというところで、研究会の議論は非常に貢献すると思う。(中川座長)
- 琵琶湖・淀川水系で考えると、琵琶湖が下流淀川全体に及ぼす影響は決定的である。下流は好きに水を使って垂れ流しているだけでいいわけではなく、琵琶湖の保全・再生に役立てる何かがあるわけで、**広域連合に参加する各自治体がそれに向かって結束する、という認識がないとダメ**と思う。進んでよいことを取り上げて、**どんどん普及させることによって、新しい防災文化が育っていく**と思う。(中川座長)
- いい事例、あるいはこれから**当然あるべきアダプション**だと思えば、各自治体でピックアップして**条例化などが進められる**。そういうことによって、**全体としての力が出てくる**ということが、**広域連合のあるべき姿か**と思う。(中川座長)
- 総合的に流域を管理しようと思うと、「**流域の管理者**」という概念が必要となってくるかも知れない。そのような議論もひとつの内容として考えていただきたい。(多々納委員)
- 防災・減災プランには、「住民の避難行動や住まい方に資する水害リスク情報の提供」が謳われており、さらに「**統一的な情報発信を行う**」とされている。理想形としては「**地先の安全度**」のようなものが作られるべき。**関西ではやろうと思えば、「地先の安全度」のような統一的な物差しを用意できると考えている。統一的な物差しができれば、土地利用規制や流木対策などの流域内の各対策によって、地先の安全度レベルでどのような効果が得られるのか、琵琶湖・淀川全体を通じて評価することができるので、検討**いただきたい。(多々納委員)

## 関西広域連合の役割に関連したご意見

3

### 第2回 研究会 (2014.9.29)

- 堤防が危機的な状況にあったのに実際の避難の状況はよくなかった。最後の砦である避難システムがほとんど機能していないのではないかと。広島土砂災害でも、避難指示・避難勧告を出すときに市長・区長が迷ったと仰っている。**関西広域連合としてどのように情報を提供し、危機管理に対して貢献するのかを検討**することもひとつある。(中川一委員)
- 今回は、焦点を絞って台風18号を中心に議論をして、うまく行ったところ、うまく行かなかったところ、そして、うまく行かなかったことに対してどうして行くのかと言った議論が中心であったが、**関西広域連合という新しい枠組みが、これらをどう消化して、現在の仕組みに加えてどういう役割を果たし得るのか**といった議論をしていかないといけないと思う。(中村副座長)

### 第3回 研究会 (2014.10.27)

- 自治体ごとの固有な問題を浮き彫りにしてきたというところで、**真剣に取り組まれているという姿勢が表れている**と思う。実際にこれを統合化するときに、例えば、管理主体の違いや財政制約などがある中で、何を最優先でやるのかなど、具体的に実効性のある整備プロセスにうまく結びつけるにはどうしたらよいか。**枠組みや制度などに縛られるが、それらをクリアしたうえで、統合化・総合化できるか、そういったことを十分検討**させていただきたい。(中川座長)
- 皆さんが隘路として悩んでいることにある程度**解決策を導いている取り組みについては、うまく行っているコツ・秘訣を分析して、先導プロジェクトとしてカタログ化する**というのはいかがでしょうか。それがうまく行けば、それらを水平展開すればいいと思う。(角委員)

## 関西広域連合の役割に関連したご意見

4

### 第3回 研究会 (2014.10.27)

- **従来なかなかできていなかった点が、省庁横断的な話**ではないかと思う。ため池の利用、間伐材に対する手当てなど治水に密接に絡んでくるものに対して、どう取り組んでいったらいいか。それから、治水・防災の担い手が高齢化しているという点も、ひとつの省庁なり自治体では中々できない。(角委員)
- 補足的であるが、(XバンドMPLレーダー雨量情報など) **自治体にある程度高度な情報が配信されてきているが、必要性は分かっているが使い方が必ずしも十分に浸透していないところがあるので、(それらの情報を) どう使っていくのかという働きかけを検討するのも大事な課題**と思う。(角委員)
- 様々な機関・組織などが連携する必要があり、既にやられていることが報告されたが、それは多分、今までの(縦割りで効率的な)行政のカルチャーの延長線上での話であると思う。**非常に多岐にわたる部分について、各部署と計画を整合させ、進捗を評価して、途中で方針転換をするなり、膨らませるなり、縮ませる**というような、**行政プロセスそのものもひとつの課題**である。(中村副座長)
- 縦割り撤廃を声高には言っても国では中々できないが、そういう点で本当に力になるのは府県だと思う。また、府県はそれなりのスケールを持っている。しかし残念なことに、府県が一番困るのは財政的な問題。何を優先的にやるかという選択はなされるべきであるが、府県にとって非常に苦しい。かといって、その他の団体・機関・組織に責任を押し付けることも許されない。例えば、**一般の住民の方々の声を聴いて、今言ったような障害をクリアしながら、どう実現していくかが非常に大きな課題**であると思う。(中川座長)
- 組織としてどうしても動かない隘路がいくつかあると思うが、国、府県、市町村とでは、かなり様子が違っている。それらをどう補って、促進していくかも課題である。国でも潤沢に国費を使えないので、既存施設の効果を見ながら、改善し高度化して効果を上げていくことになる。そういう点からすると、**流域の特性を活かした知恵を出して、不足分をどう補っていくか。ここが一番キーポイントで、府県それぞれ特色はあるが、時間やお金の問題などの障害をクリアし、広域連合として同じベクトルで進められるとよい**。このあたりも、ご議論いただければと思う。(中川座長)

## 第4回研究会(2014.10.27)

- 同じ受益者の中でも「**上下流の認識に大きなズレがある**」という趣旨の意見が市町村から多く出ているが、それが**事実かどうかを評価・確認できていないこと自体が課題** (中村副座長)
- **上流・下流の現状なり将来像を考えて、その進むべき方向性の共通認識を持つために何ができていて何ができていないか**、ということではないか。治水の話で言うと、下流は上流に守られている部分があることを、下流都市部の人たちの理解をいかに進めるか、と言うことになる。**土砂の問題にせよ、森林の問題にせよ、治水だけではなく環境も含めた上流と下流をつなげている課題で、構図的には一緒ではないか** (角委員)
- 「下流に負担をかけないで」と上流に願するよりも、**共通認識を持ったうえで、今後どれだけ上下流が協力して治水安全度を高めていくのかを決めていくことが重要** (中川一委員)
- **各地域で課題を本当に認識し、そこに重点を置くのがよいことだということまで到達しなければならない**。(中川座長)
- 地先の安全度の差異をまず把握して、将来の変化を踏まえたうえで、課題を解決していく方法を検討しなければならない。「施設管理者の立場にたった施設能力の評価指標としての安全度というものから、**受益者の立場にたったアウトカムとしての評価指標としての安全度というものへ転換**すべき」との姿勢を明確にしてもよいのではないかと。(多々納委員)
- 課題6はガバナンスのことを入れ込むところであると思うが、長期的な意思決定プロセスや柔軟性という話を書いてあっても、そもそも決定機関がないということが書かれていない。**決定する場づくりが必要で、そのための制度整備が重要だ**と書かないといけない。場づくりが重要なポイントなので、うまく入れ込んでいただきたい。(多々納委員)

## 治水・防災上の課題 - 課題6 流域管理における行政プロセスのあり方

- 50年後100年後の琵琶湖・淀川流域の姿を描きながら、**流域の変化に応じて、相互に協力して意思決定できる行政プロセス、場づくりの必要性**が指摘されている。一方で、時には半世紀以上も要する治水・利水施設の整備計画などについて、どこまで柔軟性・機動性を求めるのかについても議論が必要である。
- このような指摘を踏まえ、財源や人的資源等の制約がある中で、**長期的な流域の変化をも考慮した流域管理を実施するための行政プロセス**はいかにあるべきかについて、重点課題として今後検討を進めることが望まれる。

## 統合的流域管理の可能性の検討

- 受益者の視点にたった指標による評価を流域全体で行ない、流域内各地点の状況および上下流など地域間の差異を把握する。
- 流域各地の状態や差異、各地のベストプラクティスを流域全体で共有し、共通認識・相互理解を図る。
- 共通認識と相互理解に基づき、流域内の各主体がそれぞれの責任範囲において適切な活動を行い、状況の改善を図って行く。
- 治水・防災だけではなく、利水・環境等についても、同じようなアプローチで考える。

# 統合的流域管理に向けて

—「アウトカム指標」と「ベストプラクティス」—

- 流域各地点(地先)の
  - 1) 水害リスク
  - 2) 水量の給排フロー、リスク(代替水源数、漏水頻度など)
  - 3) 水質の給排フロー、リスク(水質汚染)
  - 4) 年間水源涵養量、蒸発散量、表面流量
  - 5) 土砂供給ポテンシャル(森林～川～海・湖)
  - 6) ウェットランド・ポテンシャル
  - 7) 地表水の水質
  - 8) 流域生態系サービスの需給量
 など



適切な流域管理に貢献する**ベストプラクティス**  
(広域的・横断的・多様な主体が連携した取り組み)

「**共通認識・相互理解に基づく各主体の取組**」を促進

※ 今後、利水・環境等に係る評価指標に精通した研究者・実務者をゲストスピーカーとして招聘し、意見を伺う。

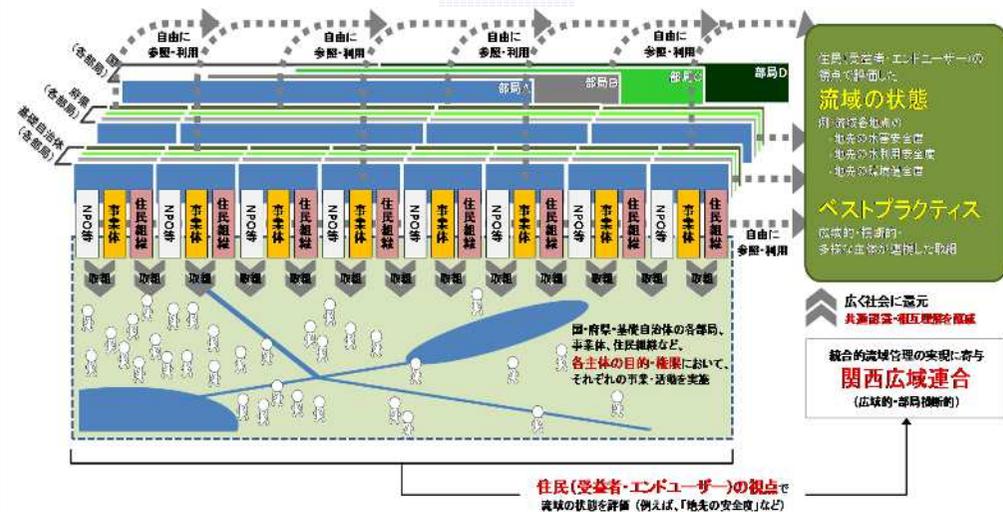
# 統合的流域管理に向けて

— 関西広域連合が果たし得る役割 —

## ■ 関西広域連合 - 広域的な新しい自治体

【広域的な自治体】流域圏をほぼ包括して上中下流を繋ぐ。

【新しい自治体】中立的な立場で調整事務が可能。



### ■ 統合(的)水資源管理 – Integrated Water Resource Management

水資源、土地資源、その他の関連する資源の調和的な開発及び管理を促進するためのプロセスであり、その結果もたらされる経済的、社会的な福祉の最大化を図りつつ、同時に決定的に重要な生態系の持続可能性を確保するもの。

#### Integrated Water Resource Management (IWRM) :

A process which promotes the coordinated management and development of water, land and related resources, in order to maximize the resultant economic and social welfare in an equitable manner without compromising the sustainability of vital ecosystems. (Defined by Global Water Partnership)

### ■ 統合の概念



1. 技術的統合（自然系）	2. 政策的統合（人間社会）
① 淡水域と沿岸域の統合	① 水資源管理の経済的把握
② 土地と水の統合	② 政策決定の統合
③ 総合的な水収支管理	③ 構造的統合
④ 地表水と地下水の統合	④ 水利用と排水管理の統合
⑤ 水量と水質の管理の統合	
⑥ 上流域と下流域の統合	

### ■ 方法 – 相互補完的な3つの政策手法

1. 政策環境の条件整備 政策、法制度、情報基盤の整備
2. 構造政策 各行政レベルや多様な関係者の役割分担、対象エリアの特定、能力開発等
3. 管理手法 確立された法制度の指導、実施を効率的に推進するための措置

引用) - 高橋裕, 水資源の統合管理の概念整理, 科学技術・学術審議会, 資源調査分科会 (第20回), 配布資料2  
 - GWP (Global Water Partnership) ウェブサイト <http://www.gwp.org/The-Challenge/What-is-IWRM/>

### ■ 統合的湖沼流域管理 – Integrated Lake Basin Management

統合的湖沼流域管理 (ILBM) は、湖沼と流域の管理を任された組織や利害関係者が、湖沼がもつ静水システムの特徴を踏まえた上で、その資源の持続可能な利用と保全の実現に必要な概念。

### ■ 長期にわたる強力な政治的コミットメントの下、6つの要素で推進

- ① 組織体制や仕組み 「組織・体制」  
地域から国家間までの様々なレベルで運営され、資源の利用者すべての利益のために湖沼と流域を管理する組織・体制
- ② 政策の枠組みや法制度 「政策」  
法律・条例から、伝統的・非公式な取り決め（風習・慣習・しきたり等）まで、湖沼資源の利用とそれがおよぼす影響を統制する規範
- ③ 利害関係者の参加 「参加」  
住民、利害関係者、湖沼に関わりを持つすべての人々の参加
- ④ 技術的取組の可能性と限界 「技術」  
河川の流量制御・流路変更、排水処理、湿地の回復と造成、森林の再生と植林、湖の水位調節、堆積土砂の浚渫などの保全技術や環境改善技術
- ⑤ 科学的知見 「情報」  
伝統的知恵から科学的知見まで、湖沼管理を効率的に進めるための情報
- ⑥ 持続可能な財源の調達 「財政」  
湖沼流域管理を長期間にわたって継続するために必要な資金



出典) (公財) 国際湖沼環境委員会HP

### ■ 統合(的)洪水管理 – Integrated Flood Management

洪水管理に関する（断片的ではなく）統合的なアプローチを促進するプロセス。  
 統合(的)水資源管理 (Integrated Water Resources Management) の文脈の中で、氾濫原の効率的な利用を最大化しつつ、生命・財産の損害を最小化するため、河川流域における土地と水資源の開発を統合するというもの。

✓ 統合的流域管理のアプローチは、単独の活動でもその影響は流域システム全体に及ぶこと、また、開発と洪水管理を統合することでひとつの活動から複数の便益が見出され得ることを確認している。

### ■ 求められる条件

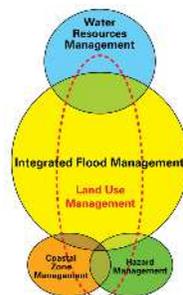
- あらゆるレベルの関係者の参画
- オープンで、透明であり、包括的で、対話型のアプローチ
- 意思決定の分散化（分権化）
- 計画・実施段階における国民への意見聴取と利害関係者の参加

### ■ 統合(的)洪水管理の要素

- |               |                    |
|---------------|--------------------|
| ① 水循環全体の管理    | ④ ベストミックスの戦略の採用    |
| ② 土地と水の統合管理   | ⑤ 参加型アプローチの保証      |
| ③ リスクと不確実さの管理 | ⑥ 統合的な危機管理アプローチの採用 |

### ■ 統合(的)洪水管理の実践

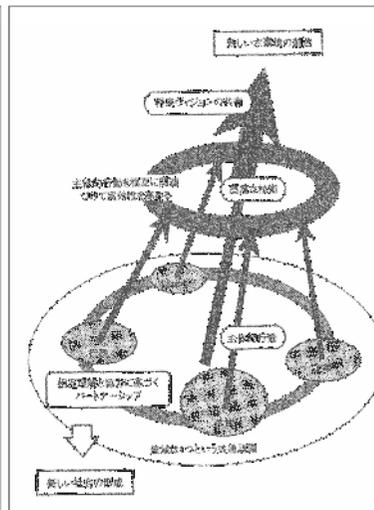
- |                  |                        |
|------------------|------------------------|
| ① 法令に基づく明確で公平な政策 | ⑤ 分野横断的なアプローチ          |
| ② 流域単位のアプローチ     | ⑥ 順応的管理                |
| ③ 適切な組み合わせの組織連携  | ⑦ 情報管理と情報共有            |
| ④ 地域社会に根ざした組織    | ⑧ 適切な経済的対策（税・補助金・保険など） |



出典) WMO (世界気象機関), Integrated Flood Management Concept Paper, WMO-No.1047, 2009  
 (和訳は関西広域連合本部事務局による。)

### ■ 三つの「理念」

1. 琵琶湖・淀川の健全な水循環を基本とした新しい社会の創造  
琵琶湖・淀川を、私たちが受け継いだ以上により状態にして次代に伝えるため、水の恵みに対する感謝の気持ちを基礎にして、環境への負荷の少ない、健全な水循環を基本にした新しい社会の創造に取り組む必要がある。
2. 主体的行動とパートナーシップによる新しい社会の形成  
「流域は一つ」という共通認識のもとに、琵琶湖・淀川の水環境改善のために住民、企業、行政、団体などが、それぞれ何をなすべきかを考えて行動することが求められる。さらにこれらの住民、各組織間の相互理解と協力にもとづくパートナーシップを築くことにより、これらの主体的行動を最大限に生かし、実効性を高める新しい社会を形成することが必要である。
3. 将来ビジョンの共有と高度な技術による新しい水環境の創造  
流域社会が一体となった水環境改善の取り組みを始めるにあたっては、まず10年、20年、30年後、さらにはより長期的な視点から将来ビジョンを設定し、これを共有することが必要である。また、水環境のために現時点での最善の技術を用いることは当然のことであるが、さらに高度な技術の研究開発を進め、積極的にその実用化を図り、琵琶湖・淀川の新しい水環境を創造しなければならない。



### ■ 五つの「行動指針」

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 1) 対立から協調、そして協働へ     | 4) 行政主導から市民の参画へ     |
| 2) 部分への対処から総合的な取り組みへ | 5) 後追い対応から予見的アプローチへ |
| 3) 開発・管理から総合的な保全・創造へ |                     |

出典) 琵琶湖・淀川水環境会議編, よみがえれ 琵琶湖・淀川 美しい水を取り戻すために, 日経サイエンス社, 1996

# 統合的流域管理に関する国内の動向

## 水循環基本法（平成26年法律第16号）

13

### ■ 法の目的（第1条）

水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること

### ■ 基本理念（第3条）

#### 1. 水循環の重要性

水については、水循環の過程において、地球上の生命を育み、国民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、**健全な水循環の維持又は回復のための取組が積極的に推進**されなければならないこと

#### 2. 水の公共性

水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、**全ての国民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保**されなければならないこと

#### 3. 健全な水循環への配慮

水の利用に当たっては、水循環に及ぼす影響が回避され又は最小となり、**健全な水循環が維持されるよう配慮**されなければならないこと

#### 4. 流域の総合的管理

水は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域に係る水循環について、**流域として総合的かつ一体的に管理**されなければならないこと

#### 5. 水循環に関する国際的協調

健全な水循環の維持又は回復が人類共通の課題であることに鑑み、水循環に関する取組の推進は、国際的協調の下に行われなければならないこと

# 統合的流域管理に関する国内の動向

## 水循環基本計画（平成27年7月10日閣議決定）

14

### ■ 水循環基本計画の概要

<b>総論</b> ○ 水循環と我々の関わり ○ 水循環基本計画の位付け、対象期間と構成	(4) 水の効率的な利用と有効利用 (5) 水環境 (6) 水循環と生態系 (7) 水辺空間 (8) 水文化 (9) 水循環と地球温暖化
<b>第1部 水循環に関する施策についての基本的な方針</b> 1 流域における総合的かつ一体的な管理 2 健全な水循環の維持又は回復のための取組の積極的な推進 3 水の適正な利用及び水の恵沢の享受の確保 4 水の利用における健全な水循環の維持 5 国際的協調の下での水循環に関する取組の推進	<b>4 健全な水循環に関する教育の推進等</b> (1) 水循環に関する教育の推進 (2) 水循環に関する普及啓発活動の推進 <b>5 民間団体等の自発的な活動を促進するための措置</b> <b>6 水循環施策の策定及び実施に必要な調査の実施</b> (1) 流域における水循環の現状に関する調査 (2) 気候変動による水循環への影響と適応に関する調査 <b>7 科学技術の振興</b> <b>8 国際的な連携の確保及び国際協力の推進</b> (1) 国際連携 (2) 国際協力 (3) 水ビジネスの海外展開 <b>9 水循環に関わる人材の育成</b> (1) 産学官が連携した人材育成と国際人的交流
<b>第2部 水循環に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策</b> <b>1 流域連携の推進等-流域の総合的かつ一体的な管理の枠組み-</b> (1) 流域の範囲 (2) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方 (3) 流域水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定 (4) 流域水循環計画 (5) 流域水循環計画の策定プロセスと評価 (6) 流域水循環計画策定・推進のための措置 <b>2 貯留・涵養機能の維持及び向上</b> (1) 森林 (2) 河川等 (3) 農地 (4) 都市 <b>3 水の適正かつ有効な利用の促進等</b> (1) 安定した水供給・排水の確保等危機的な渇水への対応等 (2) 持続可能な地下水の保全と利用の推進 (3) 水インフラの戦略的な維持管理・更新等	<b>第3部 水循環に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b> 1 水循環に関する施策の効果的な実施 2 関係者の責務及び相互の連携・協力 3 水循環に関して講じた施策の公表

出典) 水循環基本計画概要, 首相官邸 水循環制作本部ホームページより転載

# 統合的流域管理に関する国内の動向

## 水循環基本計画

15

### ■ (水循環基本計画における) 流域の総合的かつ一体的な管理の考え方

- 流域の総合的かつ一体的な管理は、**一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく**、森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ、又は改善するため、第2部の2以降の様々な取組を通じ、**流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動すること**と考え、本計画において、これを「流域マネジメント」と呼ぶこととする。
- 流域マネジメントは、流域ごとに流域水循環協議会を設置し、当該流域の流域マネジメントの基本方針等を定める「流域水循環計画」を策定し、流域水循環協議会を構成する行政などの公的機関が中心となって、**各構成主体が連携し、流域の適切な保全や管理、施設整備、活動等を、地域の実情に応じ実施**するよう努めるものとする。

### (流域連携の推進等 - 第2部 1 (3) 水循環協議会の設置と流域水循環計画の策定)

- 地方公共団体、国等は、既存の流域連携に係る取組状況など地域の実情に応じて、**流域単位を基本として、地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者**（上流の森林から下流の沿岸域までの流域において利水・水の涵養・水環境等に関わる事業者、団体、住民等）等から構成される**流域水循環協議会の設置と流域マネジメントを推進**するよう努めるものとする。
- 流域水循環協議会は、水循環に関する施策を推進するため、**関係者の連携及び協力の下、水循環に関する様々な情報（水量、水質、水利用、地下水の状況、環境等）を共有し、流域の特性や既存の他の計画等を十分に踏まえつつ、流域水循環計画を策定**する。なお、当該計画の策定の進め方は、計画の目的や対象範囲の大きさに応じて、流域水循環協議会を構成する関係者で決定する。

### (流域連携の進捗等 - 第2部 1 (4) 流域水循環計画)

- 流域水循環計画には、
  - ①現在及び将来の課題、②理念や将来目指す姿、③健全な水循環の維持又は回復に関する目標、④目標を達成するために実施する施策、⑤健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標等を地域の実情に応じて段階的に設定する。

出典) 水循環基本計画, 2015.7より抜粋

# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会

16

### 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画策定（H17.3）

- 関係省庁及び関係地方公共団体等が、**流域全体での一体的な取組体制を構築**し、再生計画を策定
- 流域圏の関係機関が連携し、「歴史・文化を活かし自然と共生する流域圏・都市圏の再生」の実現を図る

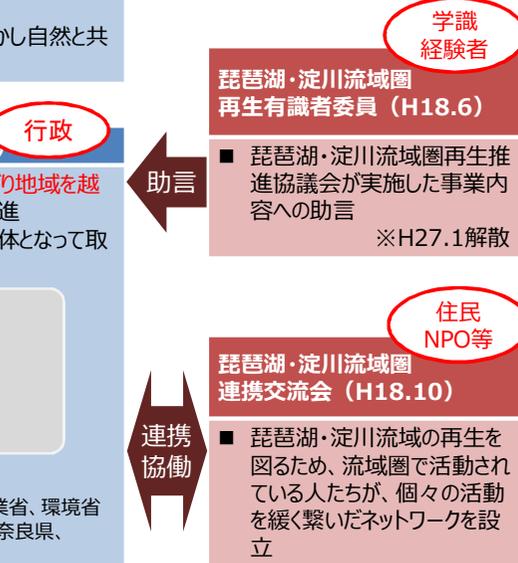
### 琵琶湖・淀川流域圏再生推進協議会（H17.4）

- 統合的流域管理の視点に立ち、**各分野にまたがり地域を越えて各行政機関が協議・調整**し、再生計画を推進
- 流域圏の**地域間・主体間・分野間が連携**し、一体となって取り組むべき連携テーマを抽出

- みずべプロムナードネットワーク
- 水辺の生態系保全再生・ネットワーク
- 水辺の賑わい創出
- 流域水環境再生
- 流域連携

### 【構成機関】

- (国) 国土交通省、農林水産省、林野庁、経済産業省、環境省
- (地方) 三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、京都市、大阪市、大津市



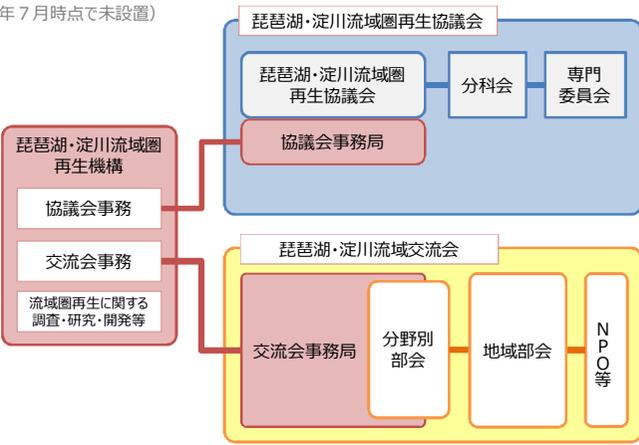
### ■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画（平成17年3月策定）

#### 流域連携

- 琵琶湖・淀川流域圏の各種課題に対し、地域間・主体間・分野間で連携した一体的な取り組みを継続性のあるものとするため、行政間の連携を推進する組織、市民・NPO・自治会等のネットワークの構築、また、これらを連携する組織を設置する。

#### 琵琶湖淀川流域圏再生機構（平成27年7月時点で未設置）

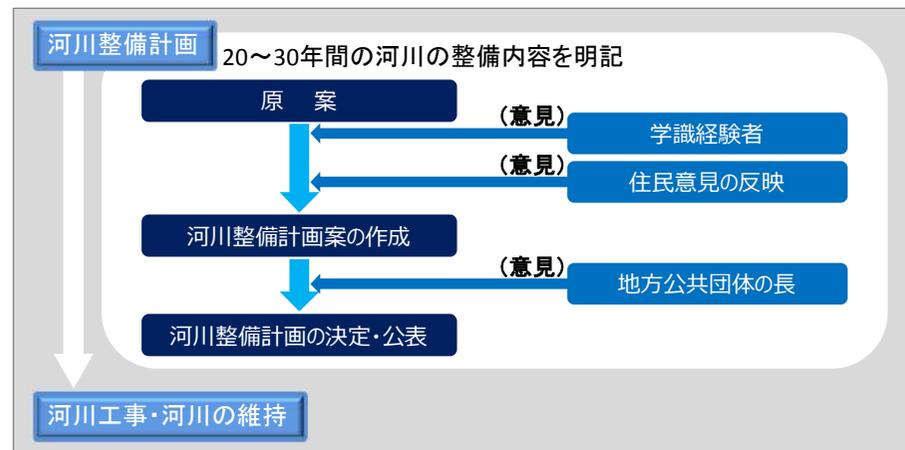
- 琵琶湖・淀川流域圏再生協議会の事務局とNPO等の交流ネットワークをサポートする事務局としての役割を持つ「琵琶湖・淀川流域圏再生機構」を設置。
- (財)琵琶湖・淀川水質保全機構の組織体制を拡充し、活用することも一方策。今後、関係機関と調整し、検討を進める。
- 設置にあたっては、行政とNPO等との調整を行い、双方の立場を理解しながら、利害に影響されない中立的な組織であること、また流域における水源地域と水利用地域、都市部と地方部等、各々の立場を尊重して調整を行える組織であることに留意する必要がある。



出典) 琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会, 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画～水でつなぐ, “人・自然・文化” 琵琶湖・淀川流域圏～, 2005.3

### ■ 河川法 - 第16条の2

- 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（河川整備計画）を定めておかなければならない。
- (第3項) 河川管理者は、**河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。**
- (第4項) 河川管理者は、**関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。**
- (第5項) 河川管理者は、**関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。**



### ■ 渇水調整

- 統一された渇水調整方法は無いが、平成6年渇水以降においては、以下のとおり渇水調整を行うことを提案（河川管理者）。なお、滋賀県内利水については、他エリアの1/2の制限率。

#### 淀川本川系（自流、河水統制を含む）

上水工水	<ol style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖水位低下に応じて、取水口毎の過去5年、直近3ヶ月の実績一日最大取水量を調整基準量(m<sup>3</sup>/s)とする。</li> <li>取水口毎の調整基準量を川筋毎（淀川本川、桂川、木津川）の水利権量の比率で按分する。</li> <li>調整基準流量に対し、琵琶湖水位B.S.L.-0.9m以下で10%、-1.1m以下で20%の取水制限を実施する。</li> </ol>
維持流量	<ol style="list-style-type: none"> <li>維持流量についても、上水・工水と同等の比率に応じて制限を実施する。</li> </ol>
農業用水	<ol style="list-style-type: none"> <li>琵琶湖水位低下に応じて、期別最大許容量に対して上水・工水と同率の制限をかけている。</li> </ol>

#### 桂川系、木津川系

それぞれのダムの貯水状況に応じて制限率等を決定している。

- 現在、淀川水系水利用検討会（平成26年6月～、事務局：近畿地方整備局河川部）において、関係水利使用者等が河川管理者と共に水利用に関する意見交換等を行い、現状と課題の認識、相互理解の醸成、今後の水利用のあり方について検討が行われている。

#### ■ ①渇水調整の考え方 ②渇水リスク ③既存水資源開発施設の活用 他

出典) 淀川水系水利用検討会 第1回検討会（平成26年6月17日開催） 資料-2 渇水調整方法について

### ■ 流域単位での検討の場づくり

- 耳川流域における総合土砂管理を実施するため、学識経験者・利害関係者（流域市町村、九州電力、漁業者、森林組合等）による検討の場を、分野を超えて宮崎県がコーディネート
- 発電ダムが本川に6基、支川に1基設置されており、九州最大の電源河川。平成17年台風14号の出水により、多数の山腹崩壊が発生し塚原ダム上下流で河道閉塞が生じた。
- 基本的な考え方、行動計画（各部局、各関係者の役割）を示す。現在、学識経験者による進捗点検が行われている。



#### ワーキングの位置づけ

- 検討範囲が広範囲なことから、ワーキングを流域の3領域（河口・海岸、ダム・河道、山地）に分けて議論する。
- 土砂の状況・課題、目標や対策等について、地域特性や地域意見を参考にしつつ技術的に議論する。
- ワーキングで議論した内容は、ワーキンググループ長が検討会に報告し、検討会で審議する。

#### 耳川水系総合土砂管理に関する技術検討会

#### 技術ワーキング

① 河口・海岸領域WG	② ダム・河道領域WG	③ 山地領域WG
<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者</li> <li>地域の方々</li> <li>行政機関（県、流域市町村）</li> <li>関係機関（九電、漁業協同組合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者</li> <li>地域の方々</li> <li>行政機関（県、流域市町村）</li> <li>関係機関（九電、漁業協同組合、水道局等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者</li> <li>地域の方々</li> <li>行政機関（県、流域市町村）</li> <li>関係機関（九電、森林組合等）</li> </ul>

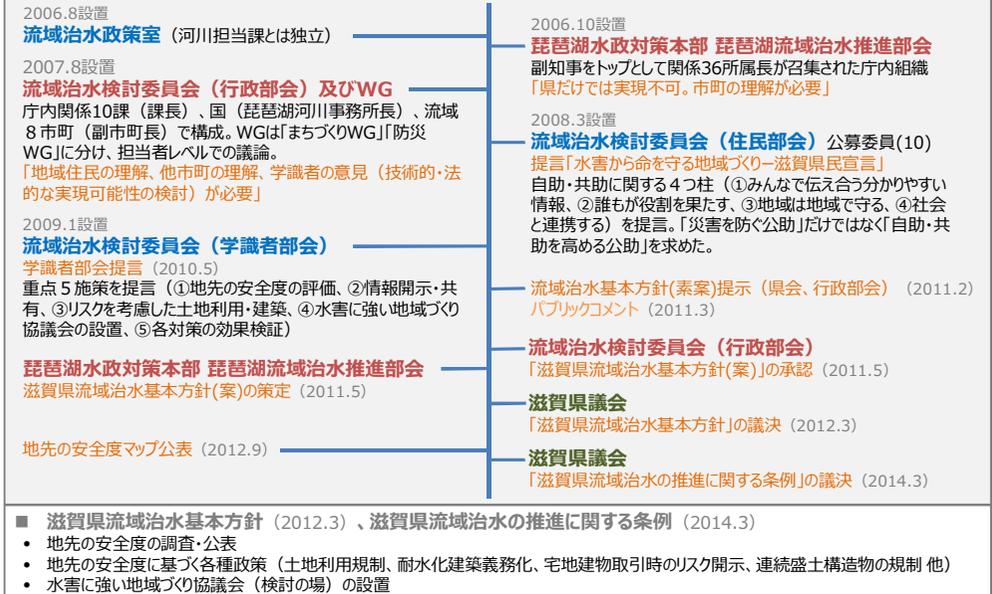
出典) 耳川流域における総合土砂管理について、宮崎県HP

# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 流域治水政策の決定プロセス – 滋賀県の事例

21

### ■ 政策決定プロセス



出典） 滋賀県流域政策局HP

# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 国際湖沼の共同管理 – 五大湖（The Great Lakes）

22

- 五大湖は、歴史的経緯の中で設立されてきた様々なレベルの組織群によって管理。米加両政府を始め利害関係者が非常に多く権限も錯綜しており、解決すべき問題ごとに関係する組織やアプローチを変えながら対応。
- 政策決定の際には、利害関係者が合意に至るまでの過程をすべて公開するなど、「マネジメントプロセス」を重視。

### （米加両国関係での意思決定機関）

#### 五大湖漁業委員会（Great Lake Fishery Commission）

1954年に設立。両国政府および周辺州が参加し、両国間で五大湖における漁業資源に関する取り決めを行う。

#### 国際合同委員会（International Joint Commission）

両国間で五大湖の水質、水位管理、舟運、水力発電所開発等に関する取り決めを行う。1909年に米国と英国（当時、カナダを統治）との間で結ばれた条約に基づき設立。

### （州政府レベルの地方機関の意思決定機関）

#### 五大湖委員会（The Great Lakes Commission）

米国内沿岸州による協定に基づき1955年に設立された。各州間での公式協議の場を提供しており、各州政府職員・議員などが構成される。カナダ側のオンタリオ州及びケベック州は準会員。

- ①グリーンエネルギーと気候と生態系の健康、
- ②生息地と沿岸管理、
- ③侵入種、
- ④水に依存する経済インフラ、
- ⑤水質、
- ⑥水資源管理の6分野で行動計画を策定する。

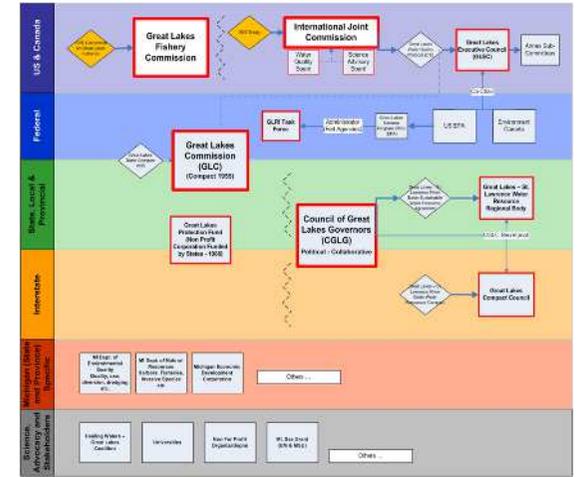
#### 五大湖沿岸州知事評議会

（Council of Great Lakes Governors）

沿岸州知事による政治的な問題解決の組織として1982年に設立。（カナダ側の知事も参加）

出典） ミシガン州環境局水資源部五大湖室より提供（図）

The Great Lakes Commission, Final Report: A Strategic Review and Organizational Assessment of the Great Lakes, 2005



# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 統合的な水マネジメント – 米国カリフォルニア州の水計画

23

### ■ カリフォルニア水計画 2013版 Water Plan Update 2013 – 統合的な水管理実現のためのロードマップ

- 水に関係する利害関係者が多数存在し権限も錯綜する中で、政策立案者・議員・地方水管理者・納税者・その他関係者に利活用されるよう、前向きな解決を指向した戦略を提供。州知事が実施する水行動計画のリソースともなっている。
- 水政策に係る ①将来像、②計画の役割、③計画目標、④基本理念、⑤基本方針、⑥関連施策で構成
- カリフォルニア水計画は、1957年以来、概ね4～5年おきに改定。

#### （カリフォルニア州の水の現状）

- ①拡大する渇水の影響 – 信頼性の低い水供給
- ②競争する水需要
- ③増大する洪水リスク
- ④悪化する水質
- ⑤劣化する自然環境
- ⑥老朽化の進むインフラ
- ⑦地下水の減少と地盤沈下
- ⑧デルタ地帯の脆弱性
- ⑨物理環境の変化の大きさと社会の多様性

#### （2013年版 重要テーマ）

##### ① 統合的な水マネジメントへの尽力

##### ② 行政機関間の連携強化

- 全レベルの行政（連邦、州、部族、地方）・利害関係団体・土地所有者などの連携を強化する。
- 既存のネットワーク・繋がり、複数の行政による場をこ入れし効果を高める。
- 各行政機関・学界間で、データ、情報、ツール、科学的知見の共有を強化する。
- 確実性を高める協動的・能率的な許認可と、複数の行政機関にまたがる計画・政策・規制についてのより良い整合。

##### ③ イノベーションとインフラへの投資

- イノベーション 新たな分析ツールの開発と計画プロセスの改善
- インフラ 人の活動を支える構造物・施設（グリーンインフラ）と湿地帯・ハビタット・氾濫原（グリーンインフラ）

（州政府は付加価値を生み出すものに投資）

- 単独の自治体で達成できない事項のある地域を支援
- 地域間・州間・国際間の問題のマネジメントを支援
- 不利な条件にあるコミュニティの支援など、広域的公益（broad public benefit）の提供など

（出典） Department of Water Resources, CA USA, California Water Plan Update 2013 Highlights, 2013  
日本語訳については(株)建設技術研究による日本語版を参考にしたが、一部訳・要約は関西広域連合本部事務局による。



# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 河川流域単位のマネジメント – フランスの流域管理

24

### ■ 水法 Water Law (1964) – 河川流域単位でのマネジメント

- 河川流域単位での管理「水に行政上の境界はなしまない」
  - マスタープランの策定
  - 課税（水源地・汚染税）と配分
- 組織・体制
  - ① 利害関係者代表からなる流域委員会（Basin Commission）
  - ② 執行機関としての水局（Water Agency）
  - ③ 国から派遣される知事（Prefect）が全体をコーディネート

### ■ 漁業法 Law on fishing (1984)

生態維持流量を残すことを義務化し、取水量を制限。

### ■ 水法 Water Law (1992)

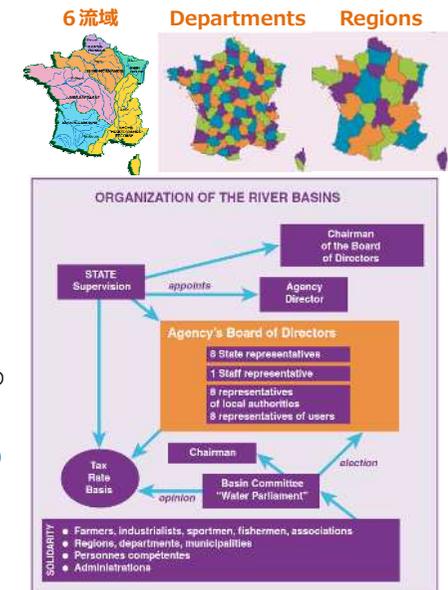
- ① SDAGE 流域単位の水開発・管理のマスタープラン
- ② SAGE 小流域単位の水開発・管理の実施計画

### ■ EU水枠組指令 Water Framework Directive (2000)

- 「水は商品ではなく、受け継がれるべき遺産」として、参加27か国の
  - ①共通の目的、②期限、③有効な方法を定める。
 フランスは2004年に国内法に適用。

### ■ 水・環境法 Law on water and aquatic environments (2006)

- 水・環境庁（ONEMA）の設置：
  - ① 水に関する研究開発
  - ② 水資源・環境に関する情報
  - ③ 水利用のコントロール
  - ④ SDAGE、DSAGEの技術支援（自然環境の保全・再生）



引用） International Office for Water (of France), Organization of Water Management in France, 2009  
（要約・仮訳は関西広域連合本部事務局による。）

# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 流域管理に関連するEU指令 – 欧州連合の流域管理

25

### EU指令 (Directive)

- 加盟国が達成すべき目標を定める法令。達成方法は各国独自で定めるが、期限内に目標を達成することを要求（未達成の場合はペナルティ）。加盟国は、国内法を整備して実現を図る。

### 流域管理に関連するEU指令

#### 生息地指令 Habitats Directive (92/43/EEC)

- 貴重種（野生動物植物）の生息地の保全を通じて生物多様性を確保することが目的。指令により自然保護区域のネットワーク「Natura2000」を設定。
- 各加盟国が提出する候補地リストをもとに、欧州委員会が区域を指定。加盟国に保全計画の策定を義務付けるとともに、区域内の開発に関しては、環境影響評価の実施、悪影響に対するあらゆる代償措置を要求。



#### 水枠組指令 Water Framework Directive (2000/60/EC)

- 地下水を含むすべての水を保全するための枠組みを構築することが目的。水域生態系の保全・改善、持続可能な水利用、水環境の保全・改善、洪水・渇水の影響の軽減を行う。
- 地表水・地下水の量・質、水圏生態系・生息環境について、指令で設定する「良好」な状態に到達することを要求。
- 流域単位（River Basin District）で流域マネジメント計画の策定（6年毎に改定）
- 国境を跨ぐ河川流域でも単一の計画を策定する努力義務。

#### 洪水枠組指令 Flood Directive (2007/60/EC)

- 洪水による被害低減のため、洪水リスクを調査し、マネジメントするための枠組みを構築することが目的。
- 気候変動の影響も踏まえたリスク評価、ハザードマップ・リスクマップの整備、洪水リスクマネジメント計画の策定を要求。
- 計画には、持続可能な土地利用の観点から、氾濫原の保全などを含めたあらゆる防災・減災対策を記載。
- 上下流国にリスクを大きく転嫁する対策を含む場合は、関係国で合意できるよう調整。
- 水枠組指令と整合・協調

引用) 欧州連合HP (要約・仮訳は関西広域連合本部事務局による)

# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 河川洪水減災プログラム – カナダ カルガリー市

26

### Calgary's Flood Resilient Future

- 2013年の大水害を契機に、カルガリー市が設置した専門家パネルよりまとめられた提言。学識者のほか、部会には連邦政府・州・市、関係機関、民間の実務者が参加。州・市・関係機関の役割や期間（短・中・長期、実施中）も明記。
- 提言にあたってパネルは、カルガリー市洪水回復タスクフォース、カルガリー危機管理庁、アルバータ州洪水回復タスクフォース等と緊密に連携。また、議論の早い段階でインターネットを通じて市民の意見を聴き提言に反映。

#### (6つのテーマごとに具体的提案)

- 洪水リスク管理**（極端な洪水リスクをより減少させる次なるステップ）：
  - 1/100対策の社会・経済・環境の影響分析、州のハザードマップ更新、最新時系列マップ公表、土地利用計画改定、氾濫原の開発抑制のための法改正等、高リスク地域の移転計画の策定、自助を促すリスクコミュニケーションの展開
- 集水域マネジメント**（人間活動が河川・周辺に与える影響）： 地下水予測モデルの開発（連携）
- 事象予測**（リードタイムの最大化のための気象と河川流の予測）：
  - 観測局ネットワーク拡大（連携）、洪水予測の共通プラットフォームの構築、情報伝達強化のための教訓収集
- 貯留施設・分水路・防水壁**（カルガリーを流れる水の流れを管理する手法）：
  - 洪水調整施設の機能強化（連携）、グレンモア貯水池の容量増加、州と連携した治水代替案比較、重要箇所での防水壁の増強等、支障構造物の改良スケジュール準備
- インフラ・資産の強靱性**（極端現象に対する建築・住宅の耐性を高める方法）：
  - 市施設の防衛レベルの設定、GISを用いた洪水リスクデータベースの充実、電気・通信事業者との連携強化、条例に基づく規制の見直し、建物所有者への対策支援
- 気候変動**（河川や周辺の管理、インフラ整備に対して気候変動が及ぼす影響）：
  - 総合的な適応計画の策定、流域スケールの気候モデルの構築（連携）

#### (実現に向けた提案)

- 市役所に治水対策の常設チームを設置、年1回議会に進捗報告
- 代替案の社会、経済、環境への影響を評価
- 州機関との緊密な連携
- 全国洪水リスクマネジメントWSの誘致、ベストプラクティスの共有とネットワーク拡大

出典) The Expert Management Panel on River Flood Mitigation, Calgary's Flood Resilient Future, 2014.6 (和訳・要約は関西広域連合本部事務局による。)

# 流域管理に関する意思決定（事例）

## 水イニシアティブと水法2007 – オーストラリアの流域管理

27

### 流域ガバナンスの強化 – 水法 2007

#### (流域管理の権限を連邦政府に移譲)

- マレー・ダーリング川流域（4州・1特別区に跨る）では、地方政府代表からなる「流域委員会」により、全会一致の原則もとで流域管理が行われていた。
- 利害対立がある中で、困難な意思決定は先延ばしされ、**①利用量の過剰割り当て**、**②利用上限の無視**、**③上下流に悪影響のある行為が制裁されない状況**が続き、国家水イニシアティブの適用が困難となった。また、**流域全体の情報がなくマネジメント・意思決定が非効率**であった。
- このため、連邦政府は「水のための安全国家計画」を発表し、「水法2007」を制定。連邦政府所管の独立機関である「マレー・ダーリング川流域庁」を新設し、流域管理を主導することとなった。



- ① 地表水・地下水の利用限度を含む流域計画を策定する。
- ② 各州政府の水資源計画の大臣認可の際の助言（各水資源計画は流域計画との整合が求められる。）
- ③ 流域内の水取引を促進するための水利権情報サービスの開発。
- ④ 水資源の計量・モニタリング ⑤ 情報集約と研究の実施 ⑥ 地域社会の参画を推進

#### 国家水イニシアティブ National Water Initiative (2004)

- 効率的で持続可能な水利用を目的とした「水改革枠組 Water Reform Framework」に関する政府間合意。
- 「国家水委員会 National Water Commission」が促進。ただし、同委員会の根拠法は2014年で失効。
  - ① 国家水イニシアティブの適用に関する各州の進捗を評価・公表
  - ② 連邦政府と州政府との政策調整オーストラリアを担う「政府間評議会」への提言

(引用) Key features of the Water Act 2007, オーストラリア環境省HP  
 Australian Government, A National Plan For Water Security, 2007.1  
 National Water Commission, Forth Assessment of the 2004 National Water Initiative, 2014.9  
 (要約・仮訳については、関西広域連合本部事務局による。)

# 流域管理の進め方（事例）

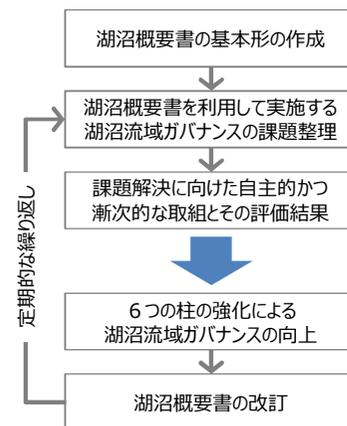
28

## 湖沼流域ガバナンスを向上させるプロセス ILBM プラットフォームプロセス

- ILBMプラットフォーム** 湖沼流域ガバナンスの6本柱について、流域のステークホルダーが、その現状と望ましい強化の方向性を明らかにし、連携して課題を克服する取り組みの場、あるいは仕組み。
- ILBMプラットフォーム・プロセス** プラットフォームのメンバーが一定の手順に沿って、徐々に湖沼流域ガバナンスを向上させていくプロセス。
- ILBMプラットフォーム・プロセスの流れ**

#### 湖沼概要書

1. はじめに
2. 湖沼の概要
3. 湖沼と流域の管理
4. 湖沼をめぐる主要インパクトストーリー
5. 湖沼流域ガバナンスの主要課題
6. 湖沼流域ガバナンスの課題を克服する上で鍵となる取組
7. 参考資料
  - A) 湖沼概要項目
  - B) 湖沼流域ガバナンスの6本柱に関する診断プロセス



#### (6本柱、それぞれの強化状況の評価のポイント)

- 改善・向上の「芽」となる取組に着目することが重要
- メンバーが十分協議・連携して試行錯誤を進めていくことが重要
- 過去に有効に実施されなかったものをうまく復活させることが重要
- 制度・環境が不十分でも、試行的に部分的な改善を工夫できないかを検討することが重要。
- 本質的な問題解決のきっかけづくりとなる取組を反映することは重要
- 流域外で成果を挙げている取組等を試行錯誤に反映できるものはないかを検討

出典) (公財)国際湖沼環境委員会, アフリカにおけるILBMプラットフォーム・プロセスの推進, 2012

■ **ベンチマーキングとは**

パフォーマンスを定量的に評価するとともに、優良事例（ベスト・プラクティス）を取り入れることで下水道事業のパフォーマンス改善を促すツール。

- ① **パフォーマンスの定量評価** PI（業務指標）で自らのパフォーマンスを客観的に比較・評価する。
- ② **パフォーマンスの改善** 優良事例からプロセスを学び、パフォーマンスの改善に役立てる。

■ **ベンチマーキング導入の目的**

背景と課題

- これまで、下水道普及率という統一的な指標のもと、全国的に下水道の普及が進んできた。
  - 地方公共団体が近隣・類似事業体との相対的な成果・課題を把握
  - 地方公共団体・国・関係団体・企業等が課題意識を共有し、協調・協働し事業推進
- 一方、「循環のみち下水道」にも位置づけられる、防災、資源・エネルギー活用、経営、ストックマネジメント、水環境分野等、新たな重要施策については、国全体として統一的な指標化はされていない。

ベンチマーキング導入の目的

共通指標の導入と公開により、下水道界のコミュニケーションを円滑化させ、「循環のみち下水道」実現の加速を図る。

地方公共団体の自律的マネジメントの促進

- 国内外の他事業者との比較による相対的な成果・課題の把握
- 良好な取り組み（ベスト・プラクティス）から学び、自らの事業改善に活用等

国の施策充実

- 定量評価による国際的な視点も踏まえた我が国の相対的な立場（成果・課題）の把握
- 重点支援すべきグループ・自治体把握、改善プロセスの共有、全国水平展開等

企業との連携強化

- 地方公共団体の取り組みを通じた間接的な評価向上
- 地方公共団体の抱える課題の把握による技術・サービスの開発促進等

出典) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部, 下水道マネジメントのためのベンチマーキング手法に関する検討会 中間とりまとめ, 2013.3 から転載

■ **欧州連合の地域政策（Regional Policy）**

- 欧州連合内における地域経済格差を是正しようとする政策。1975年に欧州地域開発基金設置。

ローマ条約（1957）

「これらの諸国の経済の一体性を強化し、多様な地域間に存在する格差を縮小することにより、あるいは一層恵まれない地域の更新制を緩和することにより、調和した発展を確保することを希求し、・・・（以下略）」

2014-2020年は、重点テーマ11を支援

- (1) 研究・技術開発・イノベーション
- (2) ICTへのアクセス・利用・質の向上
- (3) 中小企業の競争力強化
- (4) 低炭素経済への移行
- (5) 気候変動対策・リスクの軽減とマネジメント
- (6) 環境保全・保護・資源の有効活用 ほか

- 支援対象の決定指針（地域政策の発展過程で追加されてきた原則）

「追加」原則	各国が独自に実施している支援に追加されるもの。（各国の予算節約に寄与するものではない。）
「プログラム化」原則	単発のプロジェクトではなく、複数のプロジェクトを含んだ多年度にわたる「プログラム」を支援対象
「パートナーシップ原則」	地域政策のあらゆる局面において委員会、各国政府、地方代表がパートナーを組んで事業にあたること

地域政策の開始当初は、加盟各国の中央政府（ゲート・キーパー）によって政策決定・実施が行われていたが、90年代後半にかけて、欧州連合・各国政府・地方機関の三者による**マルチレベル・ガバナンス**へとシフト

（参考）稲本守，欧州連合（EU）の「地域政策」と「マルチレベル・ガバナンス」，東京水産大学論集 vol.38, 2003

流域管理に関する役割分担（国内）

■ **河川**

		管理区分	事務・検討等
国	本省	一級河川（直轄管理区間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一級河川の指定（<b>知事等の意見を聴く</b>）</li> <li>● 河川整備基本方針の策定【対象：一級河川】</li> <li>● 一級河川（直轄管理区間）改修等の箇所付け</li> <li>● 災害発生等に対する必要な措置（指示）【対象：一級河川、二級河川、準用河川】</li> </ul> </li> </ul>
	出先機関		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川整備計画の策定（<b>知事、市町村長の意見を聴く</b>）</li> <li>● 河川管理・改修等【維持：国10/10、改良：都道府県負担有り】</li> </ul> </li> </ul>
府県		一級河川（指定区間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 河川整備計画の策定（<b>国の認可</b>）</li> <li>● 河川管理・改修等【国補助有り】</li> </ul> </li> </ul>
		二級河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 二級河川の指定（<b>市町村長の意見を聴く</b>）</li> <li>● 河川整備基本方針・河川整備計画の策定（<b>国と協議・同意、市町村長の意見をきく</b>）</li> <li>● 河川管理・改修等【管理：都道府県10/10、改良：国補助有り】</li> <li>● ダム等に係る改良工事など（<b>国と協議</b>）</li> </ul> </li> </ul>
市町村		準用河川 普通河川（河川法対象外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 河川法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>● 準用河川の指定</li> <li>● 河川管理・改修等【管理：市町村10/10、改良：国補助有り】</li> <li>● ダム等に係る改良工事など（<b>知事と協議</b>）</li> </ul> </li> </ul>

（引用） 関西広域連合本部事務局，道州制のあり方検討委員会，第1回，資料2-2，2014.3

流域管理に関する役割分担（国内）

■ **砂防**

		事務・検討等
国	本省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂防法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○砂防設備を要する土地等の指定</li> <li>■ 地すべり等防止法                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○地すべり防止区域等の指定</li> </ul> </li> <li>■ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域の指定等に係る都道府県への<b>指示</b></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂防法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○複数の府県に関わる設備整備等【都道府県負担有り】</li> <li>■ 地すべり等防止法                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○重要な防止施設の新設・改良等【都道府県負担有り】</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
府県		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 砂防法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○砂防指定地の行為規制・監視等（土地の掘削、盛土、切土、土石の採取、立竹木の伐採等）</li> <li>○砂防設備の管理・工事・維持【国補助有り】</li> <li>■ 地すべり等防止法                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○防止区域の設備管理・工事等【国補助有り】</li> </ul> </li> <li>■ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>○区域の指定、管理、工事等【国補助有り】</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
市町村		-

（引用） 関西広域連合本部事務局，道州制のあり方検討委員会，第1回，資料2-2，2014.3

# 流域管理に関する役割分担(国内)

## ■ 森林・治山

		事務・検討等
国	本省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国森林計画・森林整備保全事業計画の策定 (知事の意見をきく)</li> <li>○保安林の指定 (国有林、特定保安林等)</li> <li>○保安施設地区の指定</li> </ul> </li> </ul>
	出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○国有林の地域森林計画の策定 (知事、市町村長の意見をきく)</li> <li>○保安施設事業の実施 【都道府県負担有り】</li> </ul> </li> </ul>
府県		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域森林計画の策定 (国と協議、同意)</li> <li>○保安林 (民有林) の指定</li> <li>○保安施設地区台帳の調整・保管</li> <li>○保安施設事業の実施 【国補助有り】</li> </ul> </li> </ul>
市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 森林法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村森林整備計画の策定 (知事と協議)</li> </ul> </li> </ul>

(引用) 関西広域連合本部事務局, 道州制のあり方検討委員会, 第1回, 資料2-2, 2014.3

# 流域管理に関する役割分担(国内)

## ■ 農地(水田)

		事務・検討等
国	本省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地改良法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○土地改良長期計画の策定 (知事の意見をきく)</li> <li>○国営土地改良事業計画の策定 (都道府県と協議等)</li> </ul> </li> </ul>
	出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地改良法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○国営土地改良事業の実施 (農業用排水施設等の整備・管理 (主に基幹部分)) 【都道府県負担有り】</li> </ul> </li> </ul>
府県		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地改良法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県土地改良事業計画の策定 (市町村と協議等)</li> <li>○都道府県土地改良事業の実施 (農業用排水施設等の整備・管理 (主に支線部分)) 【国補助有り】</li> </ul> </li> </ul>
市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土地改良法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村土地改良事業計画の策定 (都道府県へ報告)</li> <li>○市町村土地改良事業の実施 (農業用排水施設等の整備・管理 (主に末端部分)) 【国補助有り】</li> </ul> </li> </ul>

(引用) 関西広域連合本部事務局, 道州制のあり方検討委員会, 第1回, 資料2-2, 2014.3

# 流域管理に関する役割分担(国内)

## ■ 土地利用

		事務・検討等
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土利用計画法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国計画の策定 (知事の意見をきく)</li> <li>○都道府県計画への助言、勧告</li> <li>○規制区域の指定に対する指示(必要があると認めるとき)</li> </ul> </li> </ul>
府県		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土利用計画法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県計画の策定 (国への報告、市町村長の意見をきく)</li> <li>○市町村計画への助言、勧告</li> <li>○土地利用基本計画の策定 (国との協議、市町村長の意見をきく)</li> <li>○規制区域の指定 (国への報告、市町村長への通知)</li> <li>○注視区域、監視区域の指定 (市町村長の意見をきく)</li> </ul> </li> </ul>
市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国土利用計画法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村計画の策定 (都道府県への報告)</li> </ul> </li> </ul>

注視区域： 地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域。

監視区域： 地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域。

(引用) 関西広域連合本部事務局, 道州制のあり方検討委員会, 第1回, 資料2-2, 2014.3

# 流域管理に関する役割分担(国内)

## ■ 下水道(雨水)

		事務・検討等
国		-
府県		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水道法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○流域別下水道整備総合計画の策定 (複数都府県の区域にわたる水系に係る河川等については国と協議)</li> <li>○流域下水道事業計画の策定 (国と協議)</li> <li>○流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 【国補助有り】</li> </ul> </li> </ul>
市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 下水道法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共下水道事業計画の策定 (都道府県と協議)</li> <li>○公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理 【国・都道府県補助有り】</li> </ul> </li> </ul>

(引用) 関西広域連合本部事務局, 道州制のあり方検討委員会, 第1回, 資料2-2, 2014.3

## ■ 上水道

		事務・検討等
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的水道整備計画に関し必要な助言、勧告</li> <li>○水道事業を経営しようとする者に対する認可</li> </ul> </li> </ul>
府県		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○広域的水道整備計画の策定 (国に報告) (地方公共団体から要請があり、必要があると認めるとき)</li> </ul> </li> </ul>
市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水道法                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○水道事業の経営 (国の認可) ※水道事業は原則として市町村が経営</li> </ul> </li> </ul>

# 流域管理に関する役割分担(国内)

## ■ 都市計画

		事務・検討等
国	本省	-
	出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市計画法</li> <li>○複数都府県の区域にわたる都市計画区域の指定 (関係都府県の意見をきく)</li> <li>○複数都府県の区域にわたる都市計画の決定および変更</li> <li>○都市計画事業の施行 (国の利害に重大な関係を有する都市計画事業)</li> </ul>
	府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市計画法</li> <li>○都市計画区域の指定 (国と協議・同意、市町村の意見をきく)</li> <li>○準都市計画区域の指定 (市町村の意見をきく)</li> <li>○都市計画の決定および変更 (国と協議・同意、市町村の意見をきく)</li> <li>○開発許可および工事完了時の検査</li> <li>○都市計画事業の施行 (市町村が施行することが困難な場合など)</li> </ul>
	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都市計画法</li> <li>○都市計画の決定および変更 (知事と協議)</li> <li>○都市計画事業の施行 (知事もしくは国の認可)</li> </ul>

# 流域管理に関する役割分担(国内)

## ■ 防災その他

		事務・検討等
国	本省	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 土砂災害防止法</li> <li>○土砂災害防止対策基本方針の作成</li> </ul>
	出先機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 水防法</li> <li>○洪水予報河川、浸水想定区域等の指定</li> </ul>
府県		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策基本法</li> <li>○都道府県地域防災計画の策定・実施</li> <li>■ 水防法</li> <li>○都道府県水防計画の策定 ○洪水予報河川、浸水想定区域等の指定</li> <li>■ 土砂災害防止法</li> <li>○土砂災害警戒区域等の指定</li> <li>■ 建築基準法</li> <li>○災害危険区域の指定</li> </ul>
市町村		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 災害対策基本法</li> <li>○市町村地域防災計画の策定・実施 ○避難指示、勧告</li> <li>■ 水防法</li> <li>○水防計画の策定 ○水防活動の実施 ○洪水ハザードマップの作成配布</li> <li>■ 土砂災害防止法</li> <li>○警戒避難体制の整備等の実施</li> <li>■ 建築基準法</li> <li>○災害危険区域の指定</li> </ul>

(引用) 関西広域連合本部事務局, 道州制のあり方検討委員会, 第1回, 資料2-2, 2014.3